

平成 28 年度 プライバシーマーク取得事業者の集い － プライバシーマーク取得事業者が行う マイナンバー（個人番号）及びストレスチェックへの対応 －

昨年に引き続き本年8月よりプライバシーマークに関する情報を提供する「プライバシーマーク取得事業者の集い」を各地（開催都市：大阪、仙台、金沢、札幌、新潟、長野）で行いました。本集いは、プライバシーマーク取得事業者、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）を構築中、及びプライバシーマーク取得を検討している事業者を対象とし、以下のテーマで開催しました。

1. プライバシーマーク取得事業者が行うマイナンバー（個人番号）への対応
2. プライバシーマーク取得事業者が行うストレスチェックへの対応
3. PMSの合理的な運用方法
4. 個人情報保護全般についての意見交換

JIPDEC からマイナンバー及びストレスチェックの審査方針が示されました。そこでプライバシーマーク取得事業者に求められる対応の概要と参加者のアンケート結果をご紹介します。

今後も各地（静岡、愛知、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄）での開催を計画しています。アンケート結果も参考にご検討下さい。皆様のご参加をお待ちしています。

I. プライバシーマーク取得事業者が行う マイナンバー（個人番号）への対応

1. マイナンバー（個人番号）について

マイナンバーおよびマイナンバーを含む特定個人情報は、番号利用法（マイナンバー法）や個人情報保護法に規定される個人情報として安全管理措置が求められます。

プライバシーマーク取得事業者は、マイナンバー及び特定個人情報を事業の用に供するすべての個人情報の対象の一部として、JIS Q 15001(JIS 規格) 要求事項及びプライバシーマーク付与適格性審査基準である「JIS Q 15001:2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン第2版」第二部（JIPDEC ガイドライン）を踏まえて対応しなければなりません。また、遵守すべき法規制として、番号利用法及び特定個人情報ガイドラインがあります。

プライバシーマークの審査では、個人番号の収集を開始する場合に以下の点について確認を行います。

2. プライバシーマーク取得事業者の対応

(1) JIS 規格要求事項及び JIPDEC ガイドラインに伴う対応

① 個人情報の特定 (JIS 規格 3.3.1)

JIPDEC 要求事項：個人番号、特定個人情報は、事業の用に供するすべての個人情報の対象の一部である。

現地審査での確認：定めた手順に従い、個人情報として特定し、台帳を作成し、更新及び定期的な見直しを実施していること。

事業者の対応：特定個人情報の管理項目を定めた管理台帳等に特定個人情報の特定を実施して下さい。

② リスクなどの認識、分析及び対策 (JIS 規格 3.3.3)

JIPDEC 要求事項：個人番号、特定個人情報は、事業の用に

供するすべての個人情報に該当するため、リスクの洗い出し等を行う対象の一部である。

現地審査での確認：定めた手順に従い、ライフサイクルに沿って、リスクが認識され、分析され、対策がとられ、残存リスクが把握されていること。対策は、規定に反映されていること。定期的かつ必要に応じ、リスクの見直しを実施していること。

事業者の対応：特定個人情報のリスク分析を実施して下さい。

③ 法令、国が定める指針その他の規範 (JIS 規格 3.3.2)

JIPDEC 要求事項：番号利用法、特定個人情報ガイドラインは、定めた手順により特定し、参照し、維持する対象の一部である。

文書審査での確認：個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を特定し、参照し、維持する手順が定められていること。

事業者の対応：特定し参照する対象に、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を特定して下さい。

④ 資源、役割、責任及び権限 (JIS 規格 3.3.4)

JIPDEC 要求事項：各担当に「事務取扱担当者」が含まれ、その役割、責任及び権限が明確に定められ、文書化されていること。

文書審査での確認：各担当者の役割、責任及び権限が明確に定められ、文書化されていること。

事業者の対応：特定個人情報等を取扱う事務に従事する従業員（事務取扱担当者）を明確にして下さい。また、事務取扱担当者（事務取扱担当者が複数いる場合、事務取扱責任者や収集担当者）の役割、責任及び権限を定めて下さい。

⑤ 緊急事態への準備 (JIS 規格 3.3.7)

JIPDEC 要求事項：特定個人情報の緊急事態が発生した場合、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）に基づく「個人情報保護委員会への報告の要否を判断の上で、個人情報保護委員会に報告する手順」が定められていること。

文書審査での対応：緊急事態が発生した場合に備え、事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告する手順が定められていること。

事業者の対応：特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じた場合に備え、個人情報保護委員会に直ちに報告する手順を定めて下さい。

(2) 番号利用法及び特定個人情報ガイドラインに基づく対応

法規制に基づく要求事項：特定個人情報には JIS 規格が求める個人情報の取り扱いと異なる要求があるため以下の事項については取り扱い規定が求められる。

① 取得、利用及び提供に関する原則 (JIS 規格 3.4.2)

② 正確性の確保 (JIS 規格 3.4.3.1)

③ 安全管理措置 (JIS 規格 3.4.3.2)

④ 委託先の監督 (JIS 規格 3.4.3.4)

審査での確認:「特定個人情報の適正取扱マニュアル」等が制定・運用されていること。

事業者の対応: 自社の個人情報保護マネジメントシステム文書を番号利用法及び特定個人情報ガイドラインと整合させるための改定を求めるものではありません。人事・総務等の確立されたルール(「特定個人情報の適正取扱マニュアル」等)によりマイナンバー等を取り扱い管理する仕組みがあればよいでしょう。

※マイナンバーに関する参照資料:「マイナンバー取扱ハンドブック」(一社)日本印刷産業連合会発行

II. ストレスチェックへの対応

1. ストレスチェック制度

2014年6月の労働安全衛生法の改正により、2015年12月から、毎年1回、労働者数が50人以上いる事業場では、ストレスチェック検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。ストレスチェックは労働者のメンタルヘルスの改善と職場環境の改善を目的として実施されます。

ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査)は、質問票を労働者に配付し記入してもらい、医師などの実施者が回収し、実施者がストレスを評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選ぶ。結果は実施者から直接本人に通知。結果は医師などが保存。労働者本人から面接指導の申出があった場合は医師に依頼し面接指導を実施。医師から就業上の措置の必要性の有無と意見を聞き、労働時間の短縮などの必要な措置を実施。面接指導の結果は事業所で5年間保存。

ストレスチェックや面接指導で個人情報を取り扱った者には、法律で守秘義務が課され、違反した場合は刑罰の対象となります。ストレスチェック結果や面接指導結果を社内で共有する場合にも、必要最小限にしましょう。

「検査結果」及び「面接指導の結果」は、特定な機微な個人情報にあたります。

2. JIS規格要求事項との関連

(ストレスチェックを行い「検査結果」、「面接指導の結果」を取得する場合の措置)

(1)「検査結果」を取得する場合の措置

労働安全衛生法第六十六条の十の2項に、検査結果は、実施者が労働者本人の同意を得て、事業者に提供することが定められています。

従って、事業者から見て JIS 規格 3.4.2.5 による取得となり、労働者本人に利用目的の通知または公表を行うことが求められます。

(2)「面接指導の結果」を取得する場合の措置

「面接指導の結果」は、事業者が面接指導を医師に依頼し、当該医師から意見聴取することとなります。

従って、事業者から見て JIS 規格 3.4.2.4 (ただし書き 3.4.2.6a) (法令に基づく場合)に該当)による取得に該当し、本人の同意取得等の措置は必ずしも必要ではありません。

「面接指導の結果」は開示対象個人情報にあたり、事業者は本人から開示等を求められた場合は JIS 規格 3.4.4.4 ~ 3.4.4.7 の規定によって、原則として応じなければなりません。

(3) ストレスチェック制度を委託した場合

事業者は、必要に応じてストレスチェック又は面接指導の全部または一部を外部機関に委託することが可能です。委託先の候補としては、健康診断機関、メンタルヘルスサービス機関、健康保険組合、病院、診療所等が考えられます。この場合、JIS 規格 3.4.3.4 (委託先の監督)の対象としての管理が求められます。産業医は委託先の監督の対象となるが、選定、契約は必須ではありません。

3. プライバシーマーク審査での確認方法

当センターの審査ではインハウスの特定の機微な個人情報として管理されていることを確認します。

III. 「プライバシーマーク取得事業者の集い」参加者の感想

今後のプライバシーマーク審査センター活動の参考にするため、参加者にアンケートを実施しました。以下に評価や意見・感想の一部をご紹介します。

「マイナンバー対応」についての評価		
役に立った	普通	あまり役に立たなかった
58%	42%	0%
「ストレスチェック対応」についての評価		
役に立った	普通	あまり役に立たなかった
53%	46%	1%

【マイナンバーへの対応】

- ・基本的な事を理解していなかったので勉強になりました。
- ・マイナンバーは、他の個人情報とは別に台帳や規程を作るというのは参考になりました。
- ・実際に規程にどのように反映するか未だに困惑している。

【プライバシーマーク取得事業者の集いについて】

- ・今後も定期的(年1回)に実施してください。
- ・情報交換、意見交換の場として継続してほしい。
- ・法改正、制度改正等があったら開催をお願いします。

平成28年度第1回「個人情報保護研究セミナー」開催のお知らせ

平成28年11月1日(火) 13:30 ~ 16:00 に企業行動委員会 情報セキュリティ部会主催の「個人情報保護研究セミナー」を慶應義塾大学 総合政策学部教授 新保史生氏、ならびに IPA 技術本部セキュリティセンター専門委員 尾花紀子氏を迎え開催します。詳細は日印産連ホームページ等でご案内いたします。皆様のご参加をお待ちしています。